

山元町の国保・後期高齢加入者の80%以上が  
マイナ保険証の利用登録をしています!!

## 令和8年8月以降の資格確認書の交付要件が変わります

- ・ 現在、後期高齢者医療制度に加入されている皆様につきましては、国の方針により令和8年7月末までの間、マイナ保険証の有無に関わらず、全員一律に資格確認書が交付されています。
- ・ このたび国の方針に変更があり、マイナ保険証の利用促進の観点から、令和8年8月以降につきましては、以下のとおり対応が変更となります。

令和8年8月1日時点で

- ・ 85歳以上の方については全員に資格確認書が届きます。
- ・ 84歳以下の方についてはマイナ保険証の保有状況に応じ、資格確認書または資格情報のお知らせが届きます。

令和8年8月1日時点で  
**85歳以上**である

いいえ



マイナ保険証を持っている  
(マイナ保険証の利用登録を  
している)

はい

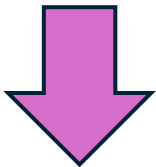


医療機関の窓口で  
**マイナ保険証**を  
ご提示ください

(資格情報のお知らせが届きます)

※マイナンバーカードでの受診が困難(要配慮者等)など理由で資格確認書の交付を希望される場合は健康推進課窓口にて申請してください。

はい



いいえ



令和8年8月1日から有効な

**資格確認書**が交付されます

(7月中旬以降順次発送されます)